

JFS-C 規格（保管及び輸送サービスの提供：セクターJ） Ver. 1.0

【組織に対する要求事項】（案）のご意見募集について

2019年3月8日

一般財団法人 食品安全マネジメント協会

JFS-C 規格（保管及び輸送サービスの提供：セクターJ） Ver. 1.0

【組織に対する要求事項】（案）の概要

一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下、「協会」という。）では、「JFS-C 規格（保管及び輸送サービスの提供：セクターJ） Ver. 1.0 【組織に対する要求事項】（案）」（以下、「保管・輸送規格（案）」という。）を作成いたしましたので、皆さまからのご意見を募集いたします。

本規格は、輸送・保管のオペレーション主体を範囲とし、それを管理している組織（部門）に対する認証を行うための要求事項です。

GFSI Benchmarking Requirements 7.2（セクターJ：保管及び輸送サービスの提供）を基にし、既に公表、運用している JFS-C 規格（セクターE：食品製造）の構成を参考にしております。

本規格は、当該セクター事業者（荷主側及び物流側）の専門家を主体とした作業部会にて協議の上、作成しました。

1. 保管・輸送規格（案）の背景と目的

保管及び輸送サービスの分野において、日本では食品安全マネジメント規格がなかったことから、荷主が食品の品質、安全を担保できる物流事業者を選定するための規格作りと、それを通じた標準化による消費者の食品安全への意識向上を図るため、既に公表、運用しているセクターE（食品製造）に続いて、GFSI 承認規格を目指すことを主目的に JFS-C 規格（保管及び輸送サービスの提供：セクターJ）の策定に着手しました。

保管・輸送規格（案）策定後、JFS-C 規格ガイドラインさらに JFS-A/B 規格の策定作業に着手する予定です。そのことにより、HACCP 制度化（改正食品衛生法）に対応し、衛生管理の定着を図り、安全性の更なる向上を目指します。

2. 保管・輸送規格（案）の主な特徴

（1）適用範囲

保管・輸送の工程は汎用性があり、フードチェーンにおける全ての保管・輸送サービスに適用できるため、本規格は、適用とする業種・業態を限定しておりません。自社または外部委託に関わらず、保管・輸送のオペレーション業務を範囲とし、それを管理している

組織（部門）を対象として、認証を取得することができます。

（２） 構成

保管・輸送規格（案）は、食品安全マネジメントシステム（FSM）、ハザード制御（HACCP）、適正輸送・保管規範（GDP）の３つの要求事項で構成されています。

（３） 特徴

特徴①：日本発物流における国際標準の食品安全規格

GFSI Benchmarking Requirements 7.2（セクターJ：保管及び輸送サービスの提供）の要求事項を基にしているため、国際標準の食品安全規格となります。

本規格は、将来的に GFSI 承認を目指しています。

特徴②：HACCP 制度化（改正食品衛生法）への対応

コーデックス HACCP の要求事項と同じ内容を採用しており、改正食品衛生法における「HACCP に基づく衛生管理」の基準を包含しています。

特徴③：フードチェーンにおける幅広い組織で認証取得が可能

認証取得の対象を物流事業者に限定せず、フードチェーンにおける保管及び輸送サービスに関わる全ての組織で認証取得が可能となります。

3. マルチサイト審査について

本規格は、複数の事業所を展開して保管・輸送のオペレーションを行っている事業者についても認証対象としますが、マルチサイト審査方式の導入は当面行いません。

GFSI Benchmarking Requirements 7.2（セクターJ：保管及び輸送サービスの提供）に基づき、今後マルチサイト審査の本規格への追加を検討していきます。

対象文書

JFS-C 規格（保管及び輸送サービスの提供：セクターJ） Ver. 1.0 [組織に対する要求事項]
（案） [PDF]

以上